

さんぶの森元気館は

指定管理者による管理になりました

平成 22 年 4 月 1 日から、さんぶの森元気館は指定管理者となった法人が管理を行います。

管理内容

- ・ 利用に関すること（許可、制限など）
- ・ 利用料金に関すること（利用料金の収受、減免及び還付など）
- ・ 施設の維持管理に関すること
- ・ 利用者の運動指導に関すること
- ・ 自主事業の企画及び実施に関すること

指定管理者

株式会社コナミスポーツ&ライフ

指定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで